

農業制度資金金利一覧表(R8.4.20改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		3.85%	1.25%	—	2.60%
	認定農業者等が貸付6年目以降に国の利子助成後に実質負担する利率	償還期限 6年以下	3.85%	1.25%	0.85%	1.75%
		6年超 7年以下	3.85%	1.25%	0.75%	1.85%
		7年超 8年以下	3.85%	1.25%	0.65%	1.95%
		8年超 10年以下	3.85%	1.25%	0.55%	2.05%
		10年超 11年以下	3.85%	1.25%	0.45%	2.15%
		11年超 12年以下	3.85%	1.25%	0.35%	2.25%
		12年超 14年以下	3.85%	1.25%	0.25%	2.35%
		14年超 15年以下	3.85%	1.25%	0.15%	2.45%
	共同利用施設・団体	農協融資	3.85%	1.25%	—	2.60%
		農林中金、銀行融資	3.00%	0.40%	—	2.60%
	認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率とは、担い手経営発展支援金融対策事業により公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から利子助成を受け、認定農業者等であり、かつ目標地図に位置付けられた農業者等が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。(令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。 認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付利率と同水準。					

資 金 名	原 資 金 名	一 般 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	2.60%	0.55%	県	市町村	2.05%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付利率	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 6年以下	1.75%	1.75%	－	－	－
		6年超 7年以下	1.85%	1.85%	－	－	－
		7年超 8年以下	1.95%	1.95%	－	－	－
		8年超 10年以下	2.05%	2.00%	－	－	－
		10年超 11年以下	2.15%	2.00%	－	－	－
		11年超 12年以下	2.25%	2.00%	－	－	－
		12年超 14年以下	2.35%	2.00%	－	－	－
		14年超 15年以下	2.45%	2.00%	－	－	－
		15年超 17年以下	2.55%	2.00%	－	－	－
	17年超 25年以下	2.60%	2.00%	－	－	－	
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、担い手経営発展支援金融事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者(位置付けられる見込みの者を含む)、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者であって、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り2%を上限に金利負担を軽減する措置が適用される。(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定が行われた本資金) なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率(下限0%)が実質負担金利となる。						
	農業改良資金	無利子					
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照					
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			2.15%				

農業制度資金金利一覧表(R8.5.18改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		4.05%	1.25%	—	2.80%
	認定農業者等が貸付6年目以降に国の利子助成後に実質負担する利率	償還期限 5年以下	4.05%	1.25%	1.00%	1.80%
		5年超 6年以下	4.05%	1.25%	0.95%	1.85%
		6年超 7年以下	4.05%	1.25%	0.85%	1.95%
		7年超 8年以下	4.05%	1.25%	0.75%	2.05%
		8年超 9年以下	4.05%	1.25%	0.65%	2.15%
		9年超10年以下	4.05%	1.25%	0.55%	2.25%
		10年超12年以下	4.05%	1.25%	0.45%	2.35%
		12年超13年以下	4.05%	1.25%	0.35%	2.45%
		13年超14年以下	4.05%	1.25%	0.25%	2.55%
		14年超15年以下	4.05%	1.25%	0.15%	2.65%
	共同利用施設・団体	農協融資	4.05%	1.25%	—	2.80%
		農林中金、銀行融資	3.20%	0.40%	—	2.80%
	認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率とは、担い手経営発展支援金融対策事業により公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期協会」という。）から利子助成を受け、認定農業者等であり、かつ目標地図に位置付けられた農業者等（位置付けられる見込みの者を含む）が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金）。 認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。 なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率（下限0%）が実質負担金利となる。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合		
			利子補給率計		貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	2.80%	0.55%	県 市町村	2.25%
	県 0.275% 市町村 0.275%				
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。				

資 金 名			貸付利率	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	償還期限 5年以下	1.80%	1.80%	－	－	－
		5年超 6年以下	1.85%	1.85%	－	－	－
		6年超 7年以下	1.95%	1.95%	－	－	－
		7年超 8年以下	2.05%	2.00%	－	－	－
		8年超 9年以下	2.15%	2.00%	－	－	－
		9年超10年以下	2.25%	2.00%	－	－	－
		10年超12年以下	2.35%	2.00%	－	－	－
		12年超13年以下	0.00%	2.00%	－	－	－
		13年超14年以下	2.55%	2.00%	－	－	－
		14年超16年以下	2.65%	2.00%	－	－	－
		16年超18年以下	2.75%	2.00%	－	－	－
		18年超25年以下	2.80%	2.00%	－	－	－
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、担い手経営発展支援金融事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者（位置付けられる見込みの者を含む）、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者であって、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り2%を上限に金利負担を軽減する措置が適用される。（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定が行われた本資金） なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率（下限0%）が実質負担金利となる。						
	農業改良資金		無利子		(株)日本政策金融公庫HP参照		
	経営体育成強化資金						
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金（主務大臣施設資金）							
農林漁業施設資金（災害復旧施設）							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			2.15%				

農業制度資金金利一覧表(R8.6.18改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		4.35%	1.25%	—	3.10%
	認定農業者等が貸付6年目以降に国の利子助成後に実質負担する利率	償還期限 5年以下	4.35%	1.25%	1.20%	1.90%
		5年超 6年以下	4.35%	1.25%	1.05%	2.05%
		6年超 7年以下	4.35%	1.25%	0.95%	2.15%
		7年超 8年以下	4.35%	1.25%	0.85%	2.25%
		8年超 9年以下	4.35%	1.25%	0.75%	2.35%
		9年超10年以下	4.35%	1.25%	0.65%	2.45%
		10年超12年以下	4.35%	1.25%	0.55%	2.55%
		12年超13年以下	4.35%	1.25%	0.45%	2.65%
		13年超14年以下	4.35%	1.25%	0.35%	2.75%
		14年超15年以下	4.35%	1.25%	0.25%	2.85%
	共同利用施設・団体	農協融資	4.35%	1.25%	—	3.10%
		農林中金、銀行融資	3.50%	0.40%	—	3.10%
	認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率とは、担い手経営発展支援金融対策事業により公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期協会」という。）から利子助成を受け、認定農業者等であり、かつ目標地図に位置付けられた農業者等（位置付けられる見込みの者を含む）が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金）。 認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。 なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率（下限0%）が実質負担金利となる。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合		
			利子補給率計		貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	3.10%	0.55%	県 0.275% 市町村 0.275%	2.55%
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。				

資 金 名			貸付 利率	金利負担軽減措置適用の場合※				
				国事業による 利子助成	利子助成率			
					県	市町村	計	
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	償還期限	5年以下	1.90%	1.90%	－	－	－
			5年超 6年以下	2.05%	2.00%	－	－	－
			6年超 7年以下	2.15%	2.00%	－	－	－
			7年超 8年以下	2.25%	2.00%	－	－	－
			8年超 9年以下	2.35%	2.00%	－	－	－
			9年超10年以下	2.45%	2.00%	－	－	－
			10年超12年以下	2.55%	2.00%	－	－	－
			12年超13年以下	0.00%	2.00%	－	－	－
			13年超14年以下	2.75%	2.00%	－	－	－
			14年超15年以下	2.85%	2.00%	－	－	－
			15年超17年以下	2.95%	2.00%	－	－	－
			17年超18年以下	3.05%	2.00%	－	－	－
			18年超25年以下	3.10%	2.00%	－	－	－
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、担い手経営発展支援金融事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者（位置付けられる見込みの者を含む）、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者であって、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り2%を上限に金利負担を軽減する措置が適用される。(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定が行われた本資金) なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率(下限0%)が実質負担金利となる。							
	農業改良資金			(株)日本 政策金融 公庫HP 参照				
	経営体育成強化資金							
	農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金								
振興山村・過疎地域経営改善資金								
農林漁業施設資金（主務大臣施設資金）								
農林漁業施設資金（災害復旧施設）								
畜産経営環境調和推進資金								
中山間地域活性化資金								
農業経営改善促進資金			2.15%					

農業制度資金金利一覧表(R8.7.21改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		4.25%	1.25%	—	3.00%
	認定農業者等が貸付6年目以降に国の利子助成後に実質負担する利率	償還期限 6年以下	4.25%	1.25%	1.05%	1.95%
		6年超 7年以下	4.25%	1.25%	0.95%	2.05%
		7年超 8年以下	4.25%	1.25%	0.85%	2.15%
		8年超 9年以下	4.25%	1.25%	0.75%	2.25%
		9年超10年以下	4.25%	1.25%	0.65%	2.35%
		10年超11年以下	4.25%	1.25%	0.55%	2.45%
		11年超12年以下	4.25%	1.25%	0.45%	2.55%
		12年超13年以下	4.25%	1.25%	0.35%	2.65%
		13年超14年以下	4.25%	1.25%	0.25%	2.75%
		14年超15年以下	4.25%	1.25%	0.15%	2.85%
	共同利用施設・団体	農協融資	4.25%	1.25%	—	3.00%
		農林中金、銀行融資	3.40%	0.40%	—	3.00%
	認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率とは、担い手経営発展支援金融対策事業により公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期協会」という。）から利子助成を受け、認定農業者等であり、かつ目標地図に位置付けられた農業者等（位置付けられる見込みの者を含む）が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金）。 認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。 なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率（下限0%）が実質負担金利となる。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合		
			利子補給率計		貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	3.00%	0.55%	県 0.275%	市町村 0.275%
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。				

資 金 名			貸付 利率	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による 利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	償還期限 6年以下	1.95%	1.95%	－	－	－
		6年超 7年以下	2.05%	2.00%	－	－	－
		7年超 8年以下	2.15%	2.00%	－	－	－
		8年超 9年以下	2.25%	2.00%	－	－	－
		9年超10年以下	2.35%	2.00%	－	－	－
		10年超11年以下	2.45%	2.00%	－	－	－
		11年超12年以下	2.55%	2.00%	－	－	－
		12年超13年以下	0.00%	2.00%	－	－	－
		13年超14年以下	2.75%	2.00%	－	－	－
		14年超16年以下	2.85%	2.00%	－	－	－
		16年超17年以下	2.95%	2.00%	－	－	－
		17年超25年以下	3.00%	2.00%	－	－	－
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、担い手経営発展支援金融事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者（位置付けられる見込みの者を含む）、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者であって、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り2%を上限に金利負担を軽減する措置が適用される。（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定が行われた本資金） なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率（下限0%）が実質負担金利となる。						
	農業改良資金		無利子		(株)日本 政策金融 公庫HP 参照		
経営体育成強化資金							
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金（主務大臣施設資金）							
農林漁業施設資金（災害復旧施設）							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			2.15%				

農業制度資金金利一覧表(R8.8.20改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		4.45%	1.25%	—	3.20%
	認定農業者等が貸付6年目以降に国の利子助成後に実質負担する利率	償還期限 5年以下	4.45%	1.25%	1.20%	2.00%
		5年超 6年以下	4.45%	1.25%	1.15%	2.05%
		6年超 7年以下	4.45%	1.25%	1.05%	2.15%
		7年超 8年以下	4.45%	1.25%	0.95%	2.25%
		8年超 9年以下	4.45%	1.25%	0.85%	2.35%
		9年超10年以下	4.45%	1.25%	0.75%	2.45%
		10年超11年以下	4.45%	1.25%	0.65%	2.55%
		11年超12年以下	4.45%	1.25%	0.55%	2.65%
		12年超13年以下	4.45%	1.25%	0.45%	2.75%
		13年超14年以下	4.45%	1.25%	0.35%	2.85%
		14年超15年以下	4.45%	1.25%	0.25%	2.95%
	共同利用施設・団体	農協融資	4.45%	1.25%	—	3.20%
		農林中金、銀行融資	3.60%	0.40%	—	3.20%
	認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率とは、担い手経営発展支援金融対策事業により公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から利子助成を受け、認定農業者等であり、かつ目標地図に位置付けられた農業者等(位置付けられる見込みの者を含む)が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。 認定農業者等が国の利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付利率と同水準。 なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率(下限0%)が実質負担金利となる。					

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
	原 資 金 名		利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農 地取得資金	農業近代化資金	3.20%	0.55%	県	市町村	2.65%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付 利率	金利負担軽減措置適用の場合※				
				国事業による 利子助成	利子助成率			
			県		市町村	計		
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	償還期限	5年以下	2.00%	2.00%	－	－	－
			5年超 6年以下	2.05%	2.00%	－	－	－
			6年超 7年以下	2.15%	2.00%	－	－	－
			7年超 8年以下	2.25%	2.00%	－	－	－
			8年超 9年以下	2.35%	2.00%	－	－	－
			9年超10年以下	2.45%	2.00%	－	－	－
			10年超11年以下	2.55%	2.00%	－	－	－
			11年超12年以下	0.00%	2.00%	－	－	－
			12年超13年以下	2.75%	2.00%	－	－	－
			13年超14年以下	2.85%	2.00%	－	－	－
			14年超16年以下	2.95%	2.00%	－	－	－
			16年超17年以下	3.05%	2.00%	－	－	－
			17年超19年以下	3.15%	2.00%	－	－	－
		19年超25年以下	3.20%	2.00%	－	－	－	
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、担い手経営発展支援金融事業実施要綱による場合は、目標地図に位置付けられた者(位置付けられる見込みの者を含む)、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者であって、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り2%を上限に金利負担を軽減する措置が適用される。(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定が行われた本資金) なお、償還期限が5年以下となる場合、貸付利率から2%を差し引いた率(下限0%)が実質負担金利となる。							
	農業改良資金			無利子	(株)日本 政策金融 公庫HP 参照			
	経営体育成強化資金							
農林漁業セーフティネット資金								
農業基盤整備資金								
振興山村・過疎地域経営改善資金								
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)								
農林漁業施設資金(災害復旧施設)								
畜産経営環境調和推進資金								
中山間地域活性化資金								
農業経営改善促進資金			2.40%					